

## 岩倉市市民参加条例検討委員会議事録

会議名称	第3回岩倉市市民参加条例検討委員会	
開会及び閉会日時	平成26年8月7日(木) 午後2時から午後4時45分	
開催場所	岩倉市役所 大会議室	
委員長氏名	小林 慶太郎	
出席委員 所属等、氏名	四日市大学教授 岩倉市区長会 ローカル・ワイド・ウェブいわくら いわくら・ユニバーサルデザイン研究会 市民公募 市民公募 市民公募 総務部行政課長 市民部市民窓口課主幹 総務部秘書課主査	小林 慶太郎 中島 徳男 安江 弘雄 大野 代志子 永野 宗久 沖田 明美 加藤 政雄 中村 定秋 近藤 玲子 兼松 英知
事務局 職氏名	総務部長 企画財政課長 企画財政課主査 企画財政課主事 企画財政課主事 企画財政課主事	柴山 俊介 長谷川 忍 加藤 淳 須藤 隆 宇佐美 祐二 渡部 正樹
会議次第	1 あいさつ 2 議事録の承認 3 本日のスケジュール説明 4 議事 (1)市民参加手続について ①市民参加手続の方法について ②市民参加手続の実施予定及び状況の公表について ③市民参加手続の実施について ④第三者機関について 5 その他	
配布資料	1 次第 2 資料1：第2回検討委員会議事録 3 資料2：第2回検討委員会の協議内容に係る条文(案) 4 資料3：(仮称)岩倉市市民参加条例の手引きNo.10～12 5 資料4：(仮称)岩倉市市民参加条例ワークシートNo.10～12	

## 議事録

### 次第 2～5 について

#### 2 議事録の承認

[事務局が作成した第 2 回検討委員会の議事録について、以下の 3 点について確認の上で承認]

- ①都市計画法、土地区画整理法及び都市再開発法において市民参加手続と同様の手続について定められているかどうかを調査すること。
- ②市民の声について、件数が分かるような資料を次回までに用意すること。
- ③追加資料についても、議事録に記録を残すこと。

[事務局より資料 2 に基づき条文（案）について報告]

#### 3 本日のスケジュール説明

[事務局より次第に基づき本日のスケジュールの説明]

#### 4 議事

[前回からの続きで、市民参加手続の方法について委員により検討]

**委員長** 審議会について、必要でないという意見はあるか。意見がないようなので、必要であるとした上で議論を進める。審議会の中に市民はどのくらい入るべきか。

**委員** 全体の 8 割から 9 割と、多いほうが良い。より多くの市民に関心を持ってもらうことと、様々な考えを持った市民に活発に議論してもらうことが期待できる。市民参加という観点から、充て職は好ましくない。

**委員** 町内の自治そのものに関わる問題については、市民よりも住民としたほうがふさわしい場合がある。例えば、環境の問題において、住民ではない通勤者や通学者にとっては、規制が緩い方が都合が良いことが多いため、審議会が正しく機能しない可能性が出てくる。ただし、審議の対象によっては広く市民の意見を求めたほうが良い場合もあるため、柔軟に対応する必要がある。

**委員** 市民の割合について、3 分の 1 以上と定める自治体が多い。8 割、9 割とすると、人選も難しくなる。

**委員** 市民の声がしっかり反映されるのであれば、8 割、9 割でなくとも良い。自治基本条例の定めによれば通勤者や通学者も市民である。市民としての権利も義務も持ち合わせているため、構成員の対象から外す必要はない。

**委員** 対象は住民に限定するべきである。審議会は市から委任され、その構成員は税金から報酬を得るものであるためである。審議会には識見者等も必要であるため、住民が

8割、9割を占めるのは妥当だとは思わないが、できるだけ多くの住民の意見を反映させたい。

**委員長** できるだけ多くの住民の意見を反映させたいという点で全員が一致している。住民の割合を規定しておいて、審議の対象によっては広く市民も構成員とする方法もある。

**委員** 住民以外の意見が必要となる場合もあるのではないか。

**委員** 市の公費を用いて審議会を運営するので、住民以外の人を構成員とすることに対しては十分な議論が必要である。市民参加の方法は審議会以外にも用意されるため、審議会だけを取り出して考えれば、必ずしも住民以外の人を構成員とするべきとは言い切れない。

**委員** 住民の割合については、今後他の市民参加手続の方法と併せて考えればよい。審議会の構成員以外の市民の意見も反映できるような仕組みを規定してはどうか。

**委員** 市民参加手続の方法はパブリックコメントなど審議会以外にも用意され、それらを組み合わせる場合もあるため、審議会の中で規定する必要はない。

**委員** 出来上がったものへの事後評価としてのパブリックコメントの制度はすでに存在するが、出来上がる前に意見を求める制度があっても良いのではないか。ただ、関心を持って意見する人は大体同じ人である。同じ人の偏った意見で審議会を進めることに疑問を感じるので、どのように整理していくかが重要である。委員長のように両論を立てられる人に主導してもらおうと良いかもしれない。

**委員長** 審議会の審議においては、構成員以外の意見も反映できるように努めると謳っておく。ただ、同じ人の意見ばかりを反映させることを防ぐため、あくまで材料として審議を行い、結果として反映されないこともあるというように幅を持たせて規定する。

**委員** 構成員以外の発言にも耳を傾けるが、その全てを反映させるわけではないということである。

**委員長** 次に、委員の選考に当たって留意すべき点について議論したい。兼職について、具体的にいくつまで可能とするか。また、実際にいくつまでなら兼職を務められるか教えてほしい。

**委員** 事前資料の整理等も含めると、一つの委員を務めることに相当の時間も労力も必要となる。兼職を務めることは容易ではなく、一つか二つの委員を受け持つことが限界ではないかを感じる。

**委員** 兼職は避けるべきであるし、充て職という選任方法も避けるべきである。色々な立場の人に参加してほしい。区長会を例にすると、区長だけでなく副区長も参加するなどして分任するべきである。

**委員** 公募をして集まらない場合は仕方がないという合意が得られるのであれば良いが、実際は定数を集めなければならず、どうしても信頼のある人に重複して依頼すること

になってしまう。また、現状は市民参加の手續の担保がないため、地域住民の意見を聞くためには、その代表である区長会長に依頼せざるを得ない。市民参加条例が制定されれば、状況を打開できるかもしれない。ただ、兼職を禁止すると、複数の手續に関心のある人が一つしか参加できなくなる危険性もある。

**委員** 人を集めるための行政側の努力が本当にできているかという疑問がある。色々な情報を提供して関心を持ってもらうように努めるべきである。

**委員** 定数を集めることが目的であるのか、本当に必要な人を集めることが目的であるのか疑問を感じる。自分自身は、可能であれば複数の委員を兼職したいと考えている。ただ、会社勤めの人などは時間も限られており、いくつも兼職したいと考えていても現実的には難しい。その点で、兼職に対して特に制限する必要性は感じない。

**委員** 一定の基準が定められており、それを満たせば良いという条件であれば区切りがつくが、どれだけ頑張っても人が集まらなければ努力していないとされるのであれば手の打ちようがない。

**委員** 自分自身が会社勤めをしていた頃は、多忙過ぎて市からの呼びかけに反応することができなかった。今は区長会長を務めていることもあって色々な場に参加をしているが、現役当時は、広報紙などで公募をされていたとしても気づかないし、関心を持てなかった。兼職について、地域住民の代表という立場である以上、区長会長に充て職が集中することはやむを得ないと考えているが、年度当初などは会議等が重なることも多く大変厳しい状況である。

**委員長** 原則として兼職を禁止するべきだという意見と、ある程度兼職を認めるべきだという意見がある。間をとって、二つまでなら兼職を認めるとする方法もある。際限なく兼職を認めることになりかねないので、何らかの基準は謳っておいたほうが良い。

**委員** 条例は行政を縛るものである。数を明記する必要はないが、安易に兼職を求めないように縛るためにも兼職を避けるように定めるべきである。区長会長に職が集中することを避けるために、副会長や民生委員等にも依頼するよう行政が努める必要がある。審議会は、必要な立場の人から意見を求められるように構成されている。公募委員については、数が多ければ良いというものでもないので、公募による市民も含めるという規定にするべきである。

**委員** この検討委員会も含めて、様々な機会で傍聴が認められている。傍聴の機会を広く知らせることで傍聴人を増やすことができる。公募委員が集まらない場合は、傍聴の経験者に依頼するという方法も可能になる。

**委員** 審議会の内容によっては、現職の区長や区長会長でなくとも、経験者で足りる場合もあるのではないか。人材バンクのような登録制度を設けて経験者に登録してもらい、内容に応じて割り振って依頼してはどうか。また、一般の主婦のほとんどが広報を読

んでいない。そのため、公募を呼びかけても集まらない。能力の高い人はたくさん存在するはずなので、こういった人たちも登録制度に登録していくと良い。行政への市民参加を促すためには工夫が必要である。

**委員長** ここまでの議論を踏まえて、兼職についてどのように定めるべきか。

**委員** 市民参加をさせるための条例であるので、兼職について制限する必要はない。

**委員** 安易に兼職を求めることを防ぐためにも、兼職を避けるべきと表記する方が良い。

**委員長** 兼職を避けるように表記しないと、特定の同じ人ばかりが参加することにならないか。結果として、多くの人が参加できないことにならないか。

**委員** そもそも目的はどこにあるのか。ここまでの議論では、特定の人にはしか焦点を置いていない。多くの人の参加を求めたいのに、参加しようとする人を制限することはおかしくないか。

**委員** 議論の焦点は公募委員の兼職についてなのか、充て職の是非についてなのか。公募委員の兼職についての議論であるなら、兼職はできるだけ避けるべきと表記すれば良いし、又は、一切表記しなくても良い。

**委員** 市民の参加機会に制限をかけるのではなく、選ぶ側に制限をかければ良い。兼職の禁止を謳う必要はない。

**委員長** ここまでの議論を踏まえて、「特定の人に委員が集中することを避け、より多くの人に参加の機会が与えられるように配慮して選考する」と表記することにする。

委員の集中を避けるためにも、行政は、区長や区長会長がどのような委員に就いているかを共有できる仕組みを構築するべきである。

**委員** すでにそのような仕組みは構築している。全庁に対して知らしめているわけではないが、行政課では全て把握している。また、副会長への役割の分担にも努めている。

**委員** 市に限らず、他の関係団体や市民団体からも様々な要請がある。区長会長へ集中しているが、やむを得ないことと理解している。

**委員長** 年齢構成や男女比、委員の任期など他に留意すべき点はあるか。

**委員** 男女とも偏りなく参加できるよう留意するべきである。また、問題の直接の当事者の意見も反映できるような選考基準にするべきである。

**委員** 当事者はいないよりはいた方が良い。何か施設を建てる際に、色々な立場の人の意見を取り入れたほうが良いものができるためである。

**委員** 男女比や年齢比などは、男性ばかりとか高齢者ばかりとかではなく、バランスの取れた構成にする必要がある。

**委員** あくまで留意点であるため、具体的な数値目標は記載しないほうが良い。

**委員長** 第1回会議の資料9に審議会の構成等について他の自治体の例が書かれている。他の自治体の例にならって、幅広く意見を求められるような書き方をする。

次に手引きNo.8の市民登録制度について議論することとする。この制度は必要か。

**委員** 人材発掘という点で必要だと考える。登録する意欲を掻き立てるような制度にする必要がある。ただし、人員が固定してはいけない。

**委員長** 現在のやり方は、意欲があって手を挙げた人を登録するというものである。自発的に手を挙げた人だけではなく、行政の方から知識や経験、能力のある人に声をかけて人材バンクとして登録するというやり方についてはどうか。

**委員** 区長など色々な役職経験者に積極的に呼びかけて登録を促していくべきである。

**委員** 現在、市では、無作為抽出した市民に対して、何か委員を募集する場合に協力してもらえるかどうかのアンケートをしている。自ら手を挙げることはないが、依頼されれば引き受けるという人を登録していくものである。この方法を市民参加条例で定めていくべきである。こちらから声をかけて登録する人材バンクのようなやり方は、人材確保の努力として行政が行うべきことであり、切り離して考えるべきである。

**委員** 審議会では、より多くの人に参加するということが一番の目的なので、無作為かどうかにかかわらず必要はない。

**委員** 無作為であるからこそ、本当の意味での市民参加と呼べるのではないか。

**委員長** 無作為で選ばれた人と、経験者として選ばれた人では属性が違う。別のものとして切り離して、どちらの登録制度も運用していけば良い。

**委員** 経験者を募ると、どうしても年齢層が高くなってしまう。若者への配慮として、成人式や大学の卒業後などの機会に呼びかけるようにしていただきたい。

**委員長** 市民登録制度については、条例に規定することとする。また、無作為抽出方式と人材バンク方式とでそれぞれ別に運用する。さらに、若い人への呼びかけを工夫することとする。

話を戻すが、審議会の委員の氏名や任期、選任区分の公表についてはどう規定するか。この検討委員会については、すべて公表されている。

**委員** 同様に公表するべきである。

**委員** 審議会の内容と出席者とは一体のものであり、公表するべきである。

**委員長** 原則公表することとする。ただ、先の議論の中で問題の当事者も委員として参加するべきだとあったが、例えば障害や人権などについての審議会など、委員が特定されるべきではない場合があると考えられるがどうか。

**委員** 特定を恐れて参加できなくなる可能性があるため、非公表とする場合があった方がよい。

**委員長** 原則公表することとして、例外を認めることとする。また、同様の理由で、会議自体の公開についても、原則公開することとし、例外を認めることとする。次に、会議を公開するのであれば、開催日時や場所等を告知する必要がある。どのように規定す

るか。

委員 仕事の調整など傍聴希望者の都合を考慮すると、告知は 2 か月前が妥当ではないか。

委員 実務上、数か月前の告知は難しい。告知時期を明記せずに、「あらかじめ告知する」程度にしておいたほうが良い。

委員 区長等の役職は、年度末などは人選が確定していないこともあるため、物理的に難しい時期もある。

委員 この検討委員会を例にすれば、すでに 2 か月先の予定が決定している。必ずしも不可能ではない。

委員長 第 1 回の日時は 2 か月前の時点で決定していなかった。すべてを 2 か月前とするのはやはり難しい。「日時が確定次第速やかに」と表現するのが良いのではないか。

開催日時や場所の他には何を告知するべきか。

委員 傍聴する人のための告知であるので、傍聴手続についても触れるべきである。

委員長 他にないようなので、告知事項については、開催日時、場所、傍聴手続について定めることとする。

次に、非公開とする場合はどのように規定するか。

委員 それぞれのケースに沿って規定することは現実的ではないため、「非公開とすることができる」と規定したほうが良い。

委員長 個人情報など特定の事情がある場合にはどうするか。「審議会の議決によって公開しないことができる」とすれば良いか。

委員 「議決によって」とすると議論をしなければならないので、特定の事情がある場合は公開しないことができるようにするべきである。

委員長 「個人情報など特定の事情がある場合には、公開しないことができる」と規定する。会議録についてはどうか。

委員 非公開部分を選択できるようにしてはどうか。会議の合意のもと、個人情報等の特別な配慮が必要なものは非公開とするとしてはどうか。

委員 原則として、委員を匿名とする以外は全て公開すれば良い。そうすれば、市民は会議の内容についてすべて知ることができるし、市民の声等で意見を述べることもできる。ただし、発言の中に特定の個人名などが挙がった場合は配慮が必要である。

委員長 会議録は作成し、原則公開することとする。公開の時期についてはどうか。

委員 速やかに公開するべきである。

委員長 この検討委員会では、議事録は委員の承認を経てから初めて確定することになっているので、少なからず遅れることになる。会議録が確定次第速やかに公開することとする。

## 5 その他

[今後の進行について以下のとおり委員全員が合意した]

- ・ 効率良く会議を進行させるため、各委員ができる限り事前にワークシートを完成させて事務局へメールで提出する。
- ・ 事務局は、提出されたワークシートをもとに意見を集約し、次回の検討委員会の1週間前までに各委員にメールで送付する。
- ・ 委員は、集約された意見に目を通した上で会議に参加する。
- ・ 議事録や追加資料についても、事前にメールで送付し、各委員の確認をとっておく。
- ・ 会議中は、委員の発言が1分を経過したところに、ベルを鳴らして通知する。

今後の日程

第4回	9月12日(金)	大会議室	
第5回	10月10日(金)	第2委員会室	
第6回	11月7日(金)	大会議室	
第7回	12月15日(月)	大会議室	いずれも午後2時から4時30分まで